

第2号議案

令和5年度事業計画

【事業方針】

コロナ感染による社会的、経済的な影響が大きく緩和に向かう一方で、ウクライナ情勢の不安要因、エネルギー・原材料価格の高騰・下落、インフレ加速と、その抑制でもたらされた景気減速、急激な為替変動など、未だ不安定な情勢で推移しております。一方畜産業界においても、これら情勢に連動し、飼料高騰をはじめとする各種資材の高騰とその高止まり状況、併せて物価高騰に伴う消費活動の不透明感が漂う状況や、昨年末から過去にない発生状況にある高病原性鶏インフルエンザなど畜産経営は危機的状況下にあります。

このような状況下、当協会では耐える時代に即した畜産の時期と考え、県内畜産経営者及び関連団体、更には安全で安定的畜産物を求める県内消費者とともに、この局面を乗り切る対応を令和4年度から実施しております。

来る令和5年度を迎えるに際して、経営指導、衛生支援、経営安定の3つを県畜産振興の基本に位置付け取り組み、この状況下を脱する事はもとより、今後「新たな時代」を見据えた変革に対応する事業を取り組んで参ります。

経営指導としては、生産技術向上に対する支援はもとより、これからの時代に即応できる経営者としてのスキルアップ支援及び、従来の支援対応から更に一步進んだ支援活動として新規参入・企画者への的確なコンサルティングなどに対して、県委託事業を中核とし、地方競馬全国協会の畜産振興補助事業などをもって支援に取り組んでまいります。

衛生支援としては、国、県、中央畜産会の委託及び補助のもと家畜自衛防疫対策の強化、感染予防・拡大阻止のメニュー等に取り組み、県及び関係団体と連携し、県内家畜疾病対策の支援を行ってまいります。

経営安定においては、未だ見通しの立たない外延的な状況が起因し肉用肥育牛及び肉用子牛の販売価格低迷に対する所得確保と再生産維持のため、国で進めている所得補償制度を中心とした支援と同時に、県内唯一の北部家畜市場の活性化、畜産物の価格差補填業務の見直しを行い、昨今の情勢に合わせた事業へと拡充させることとしています。

他管理部門では上記3つの対策を進めるうえで、適正な事業執行及び、健全な協会運営を目指す管理体制の更なる強化を図ってまいります。

このような状況を踏まえ、過渡期の畜産業界継続と発展の一助となるよう役職員一同総力をあげて取り組んでまいります。

1 公益目的事業

【経営支援対策】

(1) 地域畜産支援指導等体制強化事業（地方競馬全国協会補助）

本協会で実施する全事業に係る業務に対して補助を受け、支援指導体制強化の取組みを実施する。

(2) 畜産経営技術高度化促進事業（県受託）

県内畜産の更なる技術向上を図るため、下記の通り畜産経営の総合的な支援指導を実施するほか、研修会等の開催等を通じ、新技術や高度な経営手法の普及活動を実施する。

- 1 支援指導研究会の開催として支援・指導内容、課題等の検討を年1回開催行う。
- 2 個別経営支援として経営改善、経営管理指導、生産技術など、個別経営の必要に応じ、延べ50戸について支援を実施する。
- 3 地域経営支援として優良経営技術発表会等研修会の開催を実施する。

(3) 貸付事業指導等事業（畜産近代化リース協会受託）

貸付を受けた生産者に対し、施設等の導入確認並びに管理状況を調査し、適正利用について指導をする。 調査対象戸数：22戸、調査対象施設・機械：73基

(4) 畜産関係団体調整機能強化事業（中央畜産会受託）

地域畜産関係団体との連携強化、生産者の組織化、生産者育成のための会議や研修会開催など、県内の生産者や関係団体との連携強化を図るための活動に対する支援を行う共に生産者などからの経営相談に応じるための畜産経営相談窓口を設置する。

(5) 課題解決サポート事業（中央畜産会受託）

日本政策金融公庫の資金を活用し、経営改善、規模拡大、経営内容の充実を図るなど、資金対応を必要とする者や、借受後に見直しが必要となった者、法人化の検討をしている者など、個々の経営体の状況に併せた経営診断や分析など県畜産協会でサポートを実施する。

経営フォロー、財務相談対応、計画作成支援などメニューにより調査を行う。但し、社会情勢等による資金需要の緊急性により公庫からの計画作成依頼がない場合は、事業の実施がないこともある。

(6) 養豚ABL(動産担保融資)担保物件調査（日本政策金融公庫受託）

日本政策金融公庫が実施する動産担保融資に係る経営に対して、定期的に担保動産の数量と管理状況を現地確認し、その報告を行う。

(7) 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（中央畜産会受託）

生産者が機械の導入を希望する場合、クラスター協議会を通じ提出される事業参加要望書・計画について、とりまとめ・チェック事務を行い中央畜産会に提出するとともに、事業実施計画が採択された場合には、協議会に予算配分額の連絡や参加申請書の提出や実績報告等関連事務を行う。なお、加えて事業内容の周知徹底を図るため、関係機関を参集し推進会議等を開催する。

(8) ICT化等機械装置等導入事業（中央畜産会受託）

酪農・肉用牛経営が労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化に資する機械の導入を希望する場合の応援会議を通じ提出される書類の取りまとめチェック事務、中央畜産会への提出及び応援会議に予算配分額の連絡等関連事務を行う。

加えて事業内容の周知徹底等を図るため、関係機関等を参集した事業推進会議を開催する。

(9) 家畜生産性向上対策事業（中央畜産会受託）

酪農、肉牛生産者を対象に家畜の生産能力を最大限発揮させるため、生産性に係るデータの収集及び分析を行い、抽出された課題点とその解決方策の指導を実施する。

(10) 畜産クラスター全国推進事業（中央畜産会受託）

全国の先進的な経営体の情報をうい畜産クラスターの中心的な経営体の育成に必要な指標づくりを図るため、県内の酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育経営を対象とした調査を実施する。

(11) 酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業（中央畜産会受託）

酪農家が抱える労働負担を軽減するため、経営体が行う省力化機械装置の導入と一体的な施設の整備に対して支援及び円滑な事業運営のための推進活動、内容確認業務等を行う。

(12) 生産基盤拡大加速化事業（全国肉用牛振興基金協会受託）

和牛の輸出力強化を図るため、経営体が繁殖雌牛を増頭した場合に、要件に合致していれば取組主体を通して奨励金を交付する。協会では、参加申請書の提出や実績報告等関連事務を行う。なお、加えて事業内容の周知徹底を図るため、関係機関を参集し推進会議等を開催する。

(13) 家族経営における畜産 DX 推進事業（中央畜産会受託）

IT（情報技術）や AI（人工知能）技術を活用した畜産のデジタルトランスフォーメーション（畜産 DX）の技術導入による労働負担減や所得向上に与える効果を調査・分析するため、対象農場において技術導入前・直後、安定期の経営データなどの収集・分析を行う。併せて地域研究会を開催する。今年度は事業実施最終年度となるため、とりまとめ及び事業報告書の作成を行う。

【衛生対策】

(1) 自衛防疫強化総合費（県補助）

畜産農家の自主的な防疫措置の定着を図り、特定疾病の発生を防ぐため、県からワクチン助成を受け協会指定獣医師により予防接種を推進・実施する。

牛：牛流行性感冒、牛伝染性鼻気管炎、アカバネ病 予定補助額：80円/1頭当り

豚：豚丹毒 予定補助額：31円/1頭当り

鶏：ニューカッスル病及び鶏伝染性気管支炎 予定補助額：0.183～16.97円/1羽当り

(2) 家畜防疫緊急対策事業（富士河口湖町補助）

畜産農家の自主的な防疫措置の定着を図り、特定疾病の発生を防ぐため、町から農家自己負担額の 1/2 のワクチン助成を受け協会指定獣医師により予防接種を推進・実施する。

牛：牛流行性感冒、牛伝染性鼻気管炎、アカバネ病他

豚：豚丹毒他

（３）家畜生産農場衛生対策事業（関東農政局補助）

清浄化が困難な牛ヨーネ病の清浄化支援対策及び疾病流行防止支援対策を組織的に推進し、家畜の損耗防止に努め、生産性の向上を図る。

１ ヨーネ病清浄化支援対策

- ・清浄化のため、自主検査あるいは自主淘汰を実施した牛に対し、補助を実施

２ 疾病流行防止支援対策

- ・牛アカバネ病ワクチン接種補助

３ ワクチン接種の推進に関する会議を開催

（４）牛疾病検査円滑化推進対策事業（関東農政局補助）

死亡牛の円滑な収集、輸送及び処理のための取り組み、ＢＳＥ検査の円滑な実施を推進し、家畜衛生及び環境の維持を図る。

１ 死亡牛検査処理安定化対策

- ・適正処理費の補助として化製処理費：7,500円/頭・直接焼却費：10,000円/頭
- ・ＪＡ輸送費の補助

農場から一時保管場所までの輸送費補助：定額補助（1/2）上限2,000円/頭

一時保管場所から最終処理場（県外、100km）までの輸送費：定額補助（1/2）上限1,500円/頭

- ・ＪＡに管理促進費補助：500円/頭

２ 事業推進

- ・事業実績状況の報告、現状と問題点について会議を開催

（５）豚熱、アフリカ豚熱等豚病監視体制強化事業（県受託）

豚病の侵入防止のために、養豚農家における指導及び監視強化を実施する。

（６）家畜防疫互助基金造成等支援事業（中央畜産会受託）

家畜の伝染病のうち、口蹄疫、牛疫、牛肺疫、CSF等については、伝染力が極めて強く、県内の畜産経営に極めて重大な影響を及ぼす。万一、これらの伝染病が発生した場合に備え、発生農場が経営再開までに必要な経費等を生産者が相互に支援することにより、防疫措置の円滑化及び異常発生時の早期の届出を促すことを目的とする。

本年度は、事業実施年間３年目となり、現在の加入者に対して飼養状況の確認及び事業内容の周知を図るとともに、伝染病が発生した場合、交付契約に基づく互助金の交付手続きを行う。

（７）馬飼養衛生管理特別対策事業（中央畜産会助成）

事業実施内容等について協議するため、馬飼養関係者を対象に整備委員会を開催し、これを基に、飼養衛生管理に関する知識の普及・啓発を図るための技術講習会を開催するとともに県

内における馬獣医療体制の整備に資することを目的に、馬の飼養状況、衛生管理状況等の基礎調査を実施する。

(8) 馬防疫強化地域推進対策事業（中央畜産会助成）

地域における自主防疫活動の強化を図るため、競走馬以外の乗用馬等に対する馬インフルエンザワクチン接種の取り組みを行う。

- 1 馬ワクチン接種等地域推進対策検討会開催等事業
 - ・馬インフルエンザワクチン接種の推進に係る検討を行う。
- 2 馬ワクチン接種等推進事業
 - ・馬インフルエンザに係るワクチン代の助成を行う。

(9) 家畜防疫・衛生指導対策事業（中央畜産会助成）

地域の実績を踏まえた防疫演習等の実施、特定悪性慢性感染症の清浄化の推進、これら防疫措置の基礎となる家畜の飼養衛生管理基準の徹底・啓発等の事業を行い、地域自衛防疫体制の強化・定着を図る。

- 1 地域自衛防疫体制推進委員会を開催し、地域自衛防疫体制の確認、防疫演習等の有効な活動方策の検討を行う。
- 2 防疫演習等地域の実態に即した自衛防疫活動を生産者・家畜保健衛生所所轄ごとに原則実施し、地域防疫体制の整備・定着を図る。
- 3 牛伝染性リンパ腫の感染拡大を防止するためにモデル農場の衛生管理対策の継続的評価検証を行う。

(10) 野生獣衛生推進体制整備事業（家畜衛生対策推進協議会）

地域にける家畜衛生関係者を中心とした野生獣被害の情報発信体制の構築及び推進を図るとともに、野生獣被害の主となるイノシシ及びシカについての衛生実態を把握し、畜産農家等の飼養衛生管理に対する意識の向上を図り、野生獣衛生対策の推進に取り組むこととし、地域衛生技術連絡協議会開催及び野生獣の衛生実態等調査を実施する。

【経営安定対策】

(1) 子牛市場活性化推進事業（協会単独）

県内繁殖牛並びに肉用牛生産振興とその資質向上を側面的に支える観点から、県内産子牛の適正な取引と、北部家畜市場への上場を促進、活力のある市場とし、本県の肉用牛生産の活性化を図ることを目的に、取引成立牛に対し奨励交付及び輸送経費の補助をする。

・奨励金単価及び奨励金交付計画等 (単位：頭、円)

品種区分	対象頭数	奨励金単価	金 額
黒 毛 和 種	100	20,000	2,000,000
交雑種又は乳用種	50	7,000	350,000
計	150	—	2,350,000

・輸送経費

(単位：円)

補助内容	対象頭数	補助限度額	補助率	金 額
出荷場所から市場まで40km未満	100	1,000	1/2	55,000
出荷場所から市場まで40km以上	40	35,000		154,000
自己輸送	7	距離に応じて		7,000
計	147	—	—	216,000

・事務委託先 全国農業協同組合連合会山梨県本部

(2) 肉用子牛生産者補給金制度（農畜産業振興機構補助）

「肉用子牛生産安定等特別措置法」に基づき、農林水産大臣が四半期ごとに告示する指定市場の肉用子牛平均売買価格が基準となる価格を下回った場合、当該期間に契約肉用子牛を販売または保留した交付契約者に対し生産者補給金を交付し、肉用子牛再生産の確保と安定を図る。

また、本制度の推進に係る経費については、「1 運営適正化事業」及び「2 運営体制支援事業」により対応する。（第7業務対象年間：令和2年度～令和6年度）

・保証基準価格及び合理化目標価格

(単位：円)

品 種 区 分	保証基準価格	合理化目標価格
黒 毛 和 種	556,000	439,000
褐 毛 和 種	507,000	400,000
その他肉専用種	325,000	256,000
乳 用 種	164,000	110,000
交 雑 種	274,000	216,000

・生産者積立金造成に要する負担金

(単位：円)

品種区分	生産者積立金 単 価	負 担 区 分		
		機 構 1/2	県 1/4	生産者 1/4
黒 毛 和 種	1,600	800	400	400
乳 用 種	6,800	3,400	1,700	1,700
交 雑 種	3,200	1,600	800	800

・登録積立頭数計画

(単位：頭、円)

品種区分	登録頭数	積立金単価	積立金造成額
黒 毛 和 種	35	1,600	56,000
乳 用 種	105	6,800	714,000
交 雑 種	500	3,200	1,600,000
計	640	—	2,370,000

・制度の推進・指導

- 1 補給金制度運営適正化事業：全国統一電算処理システムにより補給金交付業務の的確な実施と効率化を図り、家畜市場取引情報の収集と報告、事務委託先及び契約生産者に対する制度の啓発と調査指導を行う。
- 2 指定協会運営体制支援事業：補給金制度の円滑な実施体制の確保及び協会運営体制の強化を図るため、機構から財政支援を受ける。

(3) 肉用牛肥育経営安定交付金制度（農畜産業振興機構受託）

肉用牛肥育経営の収益性が悪化した場合、標準的販売価格（肉専用種は山梨平均、その他は全国平均）と標準的生産費（肉専用種は山梨平均、その他は全国平均）との差額の9割を交付金として交付するため、生産者の積立による負担金（1/4）を財源として基金を造成するとともに、発動時には、国の補助金（3/4）と併せてこの基金から契約者に対し、交付金を交付する。

令和4年度から第2業務対象年間（令和4年度～令和6年度）が開始され、2年目。

〔基金〕

（単位：戸、頭、円）

品種区分	契約生産者 戸数	積立予定頭数	生産者負担金単価 (注1)	契約生産者の積立による負担金(1/4)
肉専用種	33	600	22,000	13,200,000
交雑種		1,100	19,000	20,900,000
乳用種		100	19,000	1,900,000
計	33	1,800	—	36,000,000

(注1):生産者負担金単価は、R4年度を使用しているため変更あり

〔交付金〕

（単位：頭、円）

品 種 区 分	対象頭数	補填金額
肉専用種	600	13,200,000
交雑種	1,100	20,900,000
乳用種	100	1,900,000
計	1,800	36,000,000

〔推進事業〕

肉用牛肥育経営安定交付金制度を実施するため推進会議及び調査指導等の事務を行う。

(4) 和子牛生産者臨時経営支援事業（農畜産業振興機構受託）

肉用牛繁殖経営は、子牛出荷までの生産期間が長いと、資本回転率が低く多額の運転資金を必要とし、子牛の価格変動の影響を受けやすい特徴があり、肉用子牛生産基盤の安定をはかる必要があることから、和子牛生産者への支援金の交付を実施する。

なお、支援金交付額については、預り補助金（注1）として処理しているため、事務費のみの計上となっている。

2 収益目的事業

【他団体事務局業務受託】

- (1) 山梨県養豚協会
- (2) 山梨県畜産技術連盟
- (3) 山梨県馬事畜産振興協議会
- (4) 山梨県CSF感染拡大防止対策協議会